

高齢夫婦世帯等の食費、居住費の負担軽減

利用者負担第4段階の場合でも、高齢夫婦世帯等で一方が施設に入所し、利用者負担第4段階として食費、居住費の全額を負担した結果、在宅で生活する配偶者等が生計困難になるということがないように、次の特例減額措置が設けられています。

◎特例減額措置の内容

次の条件(1)～(6)のすべてに該当する人に、条件(3)に該当しなくなるまで利用者負担第3段階の食費及び居住費（両方でなくても可）の負担限度額が認定されます。

- (1) 利用者の属する世帯の構成員（年齢の要件はありません）が2人以上であること（同一世帯に属していない配偶者を含む）。
- (2) 介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担していること。
- (3) 全ての世帯員及び配偶者の年間収入から、施設での利用者負担（1割・2割・3割の利用者負担＋食費＋居住費）の見込額を差し引いた額が80.9万円以下となること。
※年間収入：サービスを受けた日の属する年の前年の公的年金等の収入金額＋年金以外の合計所得金額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合は、控除すべき金額を控除して得た額）の合計額
※見込額：利用者負担第4段階である場合の額を見込んだもので、食費、居住費は契約による額、1割・2割・3割負担に対し高額介護サービス費等が支給される場合にはそれを控除した額により、申請時に算定
- (4) 全ての世帯員及び配偶者について、現金、預貯金等（有価証券、債券等を含む）の額が450万円以下であること。
- (5) 全ての世帯員及び配偶者について、日常生活のために必要な資産（世帯が居住するための家屋など）以外に利用し得る資産を所有していないこと。
- (6) 全ての世帯員及び配偶者について、介護保険料を滞納していないこと。

なお、短期入所サービスには特例減額措置が適用されません。また、施設入所に伴い世帯を分離した場合には、(3)の世帯の年間収入は従前の世帯構成員の収入で計算します。

◎特例減額措置の申請方法

負担の軽減を受けるには、介護保険受付窓口で申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、サービスを受けるときに介護保険施設に提示することが必要です。申請時は、聞き取りで審査を行いますので、利用者本人又は世帯の収入や預貯金、資産等を把握されている方が申請してください。また、その際は次の①～④の物を持参してください。

- ① 介護保険被保険者証
- ② 施設での利用者負担（1割・2割・3割負担＋食費＋居住費の年額合計）の見込額を確認できる書類（施設の契約書の写し等）
- ③ 対象要件に該当する事実を証する書類
収入要件…源泉徴収票、年金支払通知書、確定申告書の写し等
預貯金等要件…預金通帳の写し等